

特定技能外国人が十分に理解することができる言語（母国語等）を併記して、雇用契約前に書面で交付し、説明してから雇用契約を結ぶこと。

雇用条件書、雇用契約に係る重要事項事前説明書、システムへの入力の内容の3点の内容は全て合わせてください。

## 様式第2（第3条関係）

### 雇用契約に係る重要事項事前説明書

建設特定技能受入計画を申請予定である国土交通株式会社は、雇用契約に係る重要事項について、下記内容を事前に説明し、内容を理解させたくて国土交通省へ申請する。

認定を受ける基本賃金に含めたい手当があれば内訳を記載してください。

#### 1. 基本賃金

基本賃金に含めることができる手当、できない手当については下記※1をご参照下さい

月額（ 250,000円 技能手当 10,000円を含む ）

#### 2. 諸手当の額及び計算方法（時間外労働の割増賃金は除く。）

(a) ( 資格 手当 10,000円 / 計算方法: 技能検定専門級（3級）または1号特定技能評価試験の合格者に支給 )

(b) ( 皆勤 手当 5,000円 / 計算方法: 無遅刻・無欠勤で就労した場合 )

(c) ( 手当 円 / 計算方法: )

#### 3. 固定残業代 ( 有 ・ 無 )

(固定残業代が有る場合は以下に記入)

時間外労働の有無にかかわらず 30 時間分の時間外手当とし

( 30 時間 ●●●円 【計算方法】で ●●●円 を支給 )

固定残業代を超えた労働時間分については割増賃金を追加で支払う。

#### 4. 1か月当たりの支払概算額（1+2+3）

（1. 基本賃金の月額に算入した手当については、二重に計上しないように注意すること。）

約 円 (合計)

#### 5. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税金 (約 ●●●円) (b) 社会保険料 (約 ●●●円)

(c) 雇用保険料 (約 ●●●円) (d) 食費 (約 ●●●円)

(e) 居住費 (約 ●●●円) (f) その他（水道光熱費） (約 ●●●円)

(g) ( ) (約 円)

実費のときは平均金額（概算額）を記入のこと

控除する金額 約 ●●●円 (合計)

#### 6. 手取り支給額（4-5）

約 ●●●円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

#### 7. 業務内容（従事させる業務区分、従事させる工事業の種類、具体的職種及び作業内容）

（職種名等だけでなく、具体的にどのような現場でどのような作業に従事させるのか説明すること。）

※2の記載についての注意点も必ずご確認ください

従事させる業務区分：土木

従事させる工事業の種類：とび・土工工事業

従事させる具体的職種及び作業内容：建設機械を用いた掘削作業、盛土作業

8. 技能の習熟等に応じた昇給について

(昇給額、昇給条件及び昇給時期について説明すること。従事させる具体的職種及び作業内容に応じた同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等以上になるよう留意すること。)

昇給額：基本給の2%

昇給条件：経験年数に応じて年一回

昇給時期：毎年4月

※年一回以上の昇給を確保すること。日本人と同等以上とすることが認定条件。

※雇用条件書「Ⅶ. 賃金 8. 昇給」と一致している事

※システムの受入計画「■4. 適正な就労環境の確保に関する事項 ⑮技能習熟に応じた昇給時期 ⑯技能習熟に応じた昇給額 ⑰技能習熟に応じた昇給条件」と一致している事

9. 従事させる業務区分、工事業等に応じた安全衛生教育及び技能の習得について

(安全衛生教育の実施内容や、技能検定の受験時期や合格後の支給手当、昇給への反映等について説明すること)

●●講習を受講させる。

全員に対し、現場に必要な技能講習・特別教育を全て受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2に相当する技能教育を行う。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた後は、レベル3に向けた技能教育を開始し、職長・安全衛生責任者教育を受講させ現場の班長として3年間経験を積ませる。そして特定技能1号の間に、2号特定技能評価試験合格を目標とするため、社内勉強会の開催等を毎月第1木曜日に行う。

資格手当として、技能検定専門級(3級)または1号特定技能評価試験の合格者には10,000円を毎月支給する。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた場合には15,000円を、技能レベルが2級技能士相当となった場合は20,000円を、1級技能士相当となった場合は40,000円を毎月支給する。

建設特定技能受入計画に記載した4(1)安全衛生教育と(2)技能の向上を図るための方策の内容をわかりやすい表現で転載し、昇給への反映等についても記載すること。

10. 個人情報の提供に係る同意について

(建設特定技能受入計画の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人へ認定受入計画に記載された内容(個人情報を含む。)を提供することに同意しているか)

同意している。  同意していない。

(西暦) ●●●●年●月●日、前記1から10の内容について以下の者が十分に理解することができる言語(●●語)にて説明し、内容を理解していることを確認した。

(サイン)

殿

代表者と説明者が異なる場合、説明者名も記載すること。

説明者 \_\_\_\_\_  
特定技能所属機関名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_

※1  
認定を受ける基本賃金には、基本給とあわせて会社の業績その他の要因に左右されることなく無条件で毎月固定的に支給される所定内手当を含めることができます。固定残業代、みなし残業代などは除かれます。

【認定を受ける基本賃金に含めることができる  
手当の例】

※出勤回数や勤務評価などに関係なく、毎月無条件で  
固定的に定額が支払われるものに限る。

技能手当  
職務手当  
職能手当  
資格手当  
備品手当

家族手当（扶養家族の有無・家族の人数に関係なく一律に支給するもの）  
通勤手当（実際の通勤距離・手段にかかわらず一律に支給するもの）  
住宅手当（住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの）

【認定を受ける基本賃金に含めることができない手当の  
例】

家族手当  
通勤手当  
住宅手当  
皆勤手当（成否が未定の条件付きなため）  
現場手当（出勤日数に応じての場合 上記同様）  
資格手当（〇〇の資格を取得したら、といった成否が未  
定の条件付きの場合）  
固定残業手当（所定労働時間以外の労働の対償であるた  
め）

※2  
7. 業務内容（従事させる業務区分、従事させる工事業の種類、具体的職種及び作業内容）の  
記載についての注意点

従事させる業務区分

※システムの外国人リスト「⑨業務区分」にそのまま入力  
※雇用条件書 「Ⅲ. 従事すべき業務の内容 2. 業務区分」と一致している事  
※同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬である事の説明書  
「申請する業務区分」にそのまま記載。

従事させる工事業の種類

※その外国人が従事する作業に該当する工事業を記載する。  
※システムの外国人リスト「⑩従事させる工事業」にそのまま入力。システム  
では最大5つまで選択可能。

従事させる具体的職種及び作業内容

※同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬である事の説明書  
「従事(予定)職種・作業」にそのまま記載。